

## B 1. 「子どもに対する暴力の現状と課題 —今、大人がすべきこと、子どもにできること」

### 1.1 分科会のテーマとねらい

子どもへの虐待行為、いじめ、男女間暴力と、暴力が後を絶たない。こうした現状にあって、何をどうすることで、こうした暴力を防止できるのか。その糸口を探るべく、社会的容認のある暴力、体罰をテーマに取り上げた。子どもに対する暴力を防止するため、今、おとながなにをすべきか、そして、子どもに何ができるか、参加者全員で考えてみた。

### 1.2 子どもの権利条約との関連

あらゆる形態をなす暴力から保護される権利（19条）をメインとするが、権利にある相補完性を考えれば、人間の尊厳に適合する方法により教育を受ける権利（28条の2）、人として品位を傷つけられないことを保障する権利（37条）、さらに言えば、暴力のない社会の形成、こうした社会で実現されるものは、子どもの聽かれる権利（12条）の保障である。そして、これらの権利保障は、すべての子どもに対して（2条）、子どもにとっての最善の利益（3条）を考えなければならず、子どもの発達権（6条）を保障することに他ならない。また、人権原則である、尊厳の確保、心と体の調和（不可侵性）、いかなる暴力からも守られる法的保護の保障であり、すべての子どもが安心、安全に暮らせる社会、環境を作ることである。

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通じて得られた知見

体罰の問題を中心に参加した皆さんと話し合いました。体罰は、それ自体が子どものすこやかな成長、心身の発達にとってマイナスであること、体罰が暴力である以上、虐待やいじめ、女性に対する暴力へと通じる暴力の入り口となっていることについて理解を深めました。多くの子どもたちが、困っていると声をあげていることが共有され、おとな一人ひとりの責任として、体罰を社会からいち早く根絶しなければならないと結論に至りました。そのことを、「子どもへの暴力根絶に取り組む私たちの決意表明」、広島宣言として取りまとめました。



### 1.4 今後の課題、活動方針

子どもの権利を保障することが、決して子どもを甘やかすことにはならないことについて、さらに多くの人の意識を変革する必要がある。女性の権利の保障で暴力がメインテーマになっているように、子どもの権利保障においても、すべての暴力から保護される権利の保障を急がなければならない。活動方針としては、子どもたち、そして親を支えている、子ども福祉・教育に携わる人たちへの働きかけをさらに加速させる必要がある。また、暴力を容認している法律を改正し、社会的変革、新たな規範意識の形成につなげる働きかけも優先される。

## B 2. 私たちが経験した不登校～子どもの手により製作した映画上映～

### 1.1 分科会のテーマおよびねらい

東京シユーレ 25 周年を機に子どもたちが脚本・カメラ・演技まで主体的に参画し、製作した映画『不登校なう～居場所を求める私たち～』と、不登校やフリースクールを取り巻くこれまでの 25 年と今後を展望する映画『僕は僕でよかったんだ～フリースクール東京シユーレの 25 年～』を上映する。製作に関わった子どもの感想や経験をお話しし、参加者と共に不登校について考えあう機会とする。

### 1.2 子どもの権利条約との関連

映画の内容は、広く子どもの権利と関わっている。子どもの最善の利益（第 3 条）、生存権（第 6 条）、子どもの意見表明権（第 12 条）、表現の自由（第 13 条）、教育への権利（第 28 条）、教育への目的（第 29 条）、休息の権利（第 31 条）と強く関連している。

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

不登校の子を持つ親の方、広島地域の親の会の関係者、フリースクールなどの職員の方、研究者、学生など、約 40 名の参加があった。これまで、不登校の子どもたちが中心となって製作された映画はなく、それ自体が社会的に大きな意義があることを改めて認識した。また、映画では不登校になるきっかけを 3 つのストーリーで構成しているが、そのうちの一つである「原因がわからない」は、メディアなどでは「いじめ」や「体罰」など理由がはっきりしている不登校が多く報じられる中で、参加者にとって新しい発見であったようだ。



### 1.4 今後の課題、活動方針

参加者の方々から、ぜひもっと多くの人に見てほしいというご意見をいただいたこともあり、今後も様々な場を通して、映画を上映し、不登校の子どもを取り巻く権利状況を改善していく機運を高めていきたい。



## B3. 子どももおとなも、みんなで感じよう！<子どもの権利条約ワークショップ>世界がもし100人の村だったら～ひろしま編～

### 1.1 分科会のテーマおよびねらい

「子どもの権利条約」を学ぶ、と一言で言っても、“硬い”イメージがつきまとつものである。そのため、子どもの権利条約ネットワークでは、座学形式での講座の他に、参加者同士が意見を交換したり、ゲームなど体験型のワークを通して内容を深めていく「ワークショップ形式」での学習講座に取り組んでいる。

そこで、子どもの権利条約フォーラムにおいても、少しでも「子どもの権利条約」を身近な課題だと感じてもらえるようにするために、毎年、子どもの権利条約についてワークショップ形式で学ぶ分科会を担当している。

今回の広島でのフォーラムにおいては、開催地が広島ということもあり、広島の子どもを取り巻く現状から日本全体、そして世界レベルまで、それぞれの視点から子どもを取り巻く状況について考え、深めることを目指した。

### 1.2 子どもの権利条約との関連

子どもの最善の利益、意見表明権を中心とする子どもの権利全般

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

参加者が10数名と比較的少なかったので、最初は名前や所属などのほか、分科会に参加した理由などを互いの顔を見ながら行うことで、リラックスした雰囲気を作った。その後、「シールで仲間づくり」を通して、「仲間」とは何か、「違い」とは何か、潜在的な差別意識などについて体感する場を設けた。

続いて、「世界(日本、広島)がもし100人の村だったら」ワークショップを行った。「100人村ワークショップ」は、2002年9月11日のアメリカ同時多発テロ後に、メールメッセージで広がった「世界がもし100人の村だったら」を元にして、実際に身体を使いつら世界の格差や多様性を体感するワークショップ。「開発教育」「環境教育」の側面が強いが、広島県内で高齢化率が一番高い「安芸太田町の世代割合」や、「小学校・中学校への進学」「中学生・高校生の自己肯定感」「疲れている高校生」など、「子ども」を切り口にした原本には取り入れられていないデータを盛り込んだオリジナル版を実施した。単に、世界の格差や多様性を感じるだけではなく、私たちが生活している日本(会場となった広島)の子どもの様子などを体感することで、そもそも「子どもの権利」とは何か、ということを考え深めていく機会とした。

＜参加された方の感想より＞

- ・100人の村のワークは初めてだった。本で読むより、実感がわくし、現実味があるように思った。
- ・世界から子どもを見て、最後に身近な子どもの今の問題を考えられてよかったです。つながっていますね！
- ・日々、子どもと向き合うなかで、学校という枠組みのなかだけでは、子どもの権利の意味を伝えることは限界があると感じています。また、そういう言い訳をしている自分もいます。だからこそ、学校でできること、地域でできること、小さいことの一つから動いていきたいと思います。
- ・各地で、この子どもの権利のことを考え、活動している方たちに会えて、うれしかったです。まとまりませんが、気持ちを新たにできました。

### 1.4 今後の課題、活動方針

- ・「子どもの権利」「条約」と言うと「硬い」イメージがある中、「権利=あたりまえ」ということを感じるには、こうしたワークショップは有効だと改めて感じた。プログラム／アクティビティをさらに掘り下げていきたい。
- ・当日は参加人数が少なめで、盛り上がりに若干かけた。また、参加者数を事前に把握できなかつたので、準備した資料が大量に余った。今後は参加者がきちんと集まるよう、広報面にも力を入れていきたい。

## B 4. 子どもの権利条約第31条「権利としての遊び」の実現に向けて

### 1.1 分科会のテーマおよびねらい

本分科会では、子どもの権利条約第31条の歴史的変遷を概観し、「権利としての遊び」を保障することの意義を深めた上で、国連子どもの権利委員会が次回取り上げるGeneral Commentへの意見、提言をまとめることを目的とする。

### 1.2 子どもの権利条約との関連

子どもの権利に関する条約 第31条（休息・余暇、遊び、文化的芸術的生活への参加）。また、この条文は一般原則である2条、3条、6条、12条、その他の条文である13条、14条、15条、16条、17条、28条、30条、32条、36条、39条とも関連するとも考えられている。

（子どもの権利条約推進のためのハンドブック、UNICEF、2002年より）

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

本分科会には31名の参加があった。前半は、第31条の条文解説、歴史的変遷、General Commentの解説、日本政府報告書（第1回～第3回）、NGO報告書（オルタナティブレポート）、CRC勧告、General Commentの構成内容についての座学を実施した。

後半は、ワークショップ形式で参加者が3グループに分かれ、まず、第31条の条文をグループで清書し、その後グループごとに条文に自由にコメントを記入し、31条の具体的な実現に向けてアイデアを出し合った。

子どもの声を真剣に聴くこと、意思決定への子どもの参加、子どもの遊びの大切さの理解を深めていくことが大事、31条を基軸に子どもの権利条約全般を社会に浸透させること、などが意見として挙がった。

### 1.4 今後の課題、活動方針

2013年のGeneral Comment採択（第31条）に向けて、日本国内における子どもの遊び環境の現状を把握し、子ども・若者の声を集め、「権利としての遊び」を社会全体で保障する機運を高めていくことが必要であるといえる。

＜文責：本分科会担当 荒田 直輝（プレイスシャルワーカー/社会福祉士）＞



## B 5. 子どもを暴力から守るために～おとなためのCAPワークショップ

### 1.1 分科会のテーマおよびねらい

①テーマ「子どもを暴力から守るために～おとなためのCAPワークショップ」  
 ②ねらい「CAPは、すべての子どもたちがいじめ、誘拐、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分の心とからだを守るために、子どもの発達や年齢、環境など（就学前、小学生、中学生、障がいのある子ども、児童養護施設など社会的養護にいる子ども向け）にあわせたアプローチで、具体的なロールプレイ（役割劇）や話し合いを交えたワークショップ（参加体験型学習）を行っている。子どもを信じ、話を聴き、どうしたらいいかと一緒に考えてくれるおとの存在は、子どもたちが権利を守って生きていくためにとても大切である。この分科会の参加者と一緒に、「子どもを暴力から守る＝子どもの権利を守る」ことについて一緒に考えて、参加者の日常で出会う子どもの権利を守るおとなでいることの大切さを共有していく分科会とする。」

### 1.2 子どもの権利条約との関連

NPO 法人 CAP 広島では、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約」に賛同し、子どもの生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から、子どもの権利が保障される社会を願い、今回の分科会を担った。

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

参加者は、おとな 4 名、高校生 1 名。参加者は、日々子どもの権利を大切にしたいと思い、子ども達と接している方々だった。CAP の子どもワークショップの模擬を見ながら、子ども自身に子どものもつ権利についてどう伝えているかを知っていただき、子どもの権利が保障されにくい現状について、日頃感じていることを語りあった。子どもの日常に、子どもの権利を理解し大切にしたいと思うおとなを増やし、さらに子どもの権利を大切に行動するおとながいることが「子どもへの暴力をなくす社会」となることを共有しあった。



### 1.4 今後の課題、活動方針

虐待防止月間である 11 月は、毎年各種団体が子どもの人権を大切にしたいとの願いから、講演会や研修の場を多く持っている。こうした団体との連携を図りながら、協同で今回のようなフォーラムを行なう事が、参加者を増やし、社会への啓発につながると思われる。NPO 法人 CAP 広島では、子どもの権利を保障したいと願い活動する各種団体と今後も連携を図り、子どもたちへの暴力をなくすための活動を展開していきたい。

## B 6. 勇気づけ育児：アドラー心理学のすすめ

### 1.1 分科会のテーマおよびねらい

親や教師、おとなが変わる。それが出発点。

われわれおとなは、子どものよりよい育ちのために何らかのよい働きかけをしたいと願っています。子どもの権利条約フォーラムではその願いをどのように具体化するかの一案として、子ども自身に自分が権利行使の主体なのだとして気づいてもらえるような、アドラー心理学の育児プログラムの提案をさせていただきました。

子どものためを思ってしている働きかけが、もしうまくいっていないとすれば、それはその方法に何かの足らないところがあるのではないか、おとなが変わることで子どもを援助したいというおとの願いが正しく伝わるのではないかということを気づいてもらうワークショップを企画しました。

アドラー心理学の提案する、ほめたり罰したりではない「子どもを勇気づける」子育ての重要さは、権利条約の「意見表明の権利」や「休息の権利」などを実現するために必須だということをメインテーマの分科会をしたいと思っていました。

### 1.2 子どもの権利条約との関連

ケータイ・インターネットとの付き合い方は、子どもの権利条約の4つの柱の一つ、「参加する権利（第12条から第17条）」の全てに関わっていると思われる。第17条の「マスメディアから必要な情報を手に入れ、有害な情報からは守られる」ことは一番大切であるし、子どもであっても、思想、表現、信条、集会の自由（第12条から第15条）やプライバシーも守られなければならない（第16条）。

また、それらを正しく使う力も身につけさせなければならない。

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

当日は20名の参加してくださった方々とグループワークをしながら、子どもにどんなおとなになっていってほしいかから話しあいました。

いろんな願いが」ありましたが、平和で協力的な世界を作っていく人々になってもらうためには「社会と調和して」「自立して」いる行動のできる人になってほしいという目標を見つけることができました。それを支える心理面の目標として「人々は仲間だ」「自分には能力がある」という信念を持ってほしいが、そのためにおとなはどんなことができるのかという話し合いをしました。親や先生の立場の人だけでなく重い障害を持った方も参加してくださって、社会と調和するためにと一言で言ってもいろんな調和の仕方があるとか、そんな困難があるかなど、とても多角的で深い話し合いができたと思います。

分科会のディスカッションで、最初は対立するような意見も、なぜその意見なのかというふうに考えるとどちらも願いは人とつながりたいという気持ちからだったと気づいたり見て、現実の社会でもこのようにしっかり話しあうことがどんなに対立を解消するために有効かと実感できる場を体験することができました。

### 1.4 今後の課題、活動方針

今回も例年のように時間が来ても皆さんの意見が尽きず、いただいた質問にお答えする時間がとても少なくなってしましました。次回からはその時間を最初から確保した計画を立てなければいけないなと思っています。

今後も子どもの権利条約をどのように具体的な実践ができるかを考えて、アドラー心理学を学んでいきたいと思っています。そして、その学びを子どもの権利条約フォーラムの場でお伝えできたら、とてもすばらしいことだと思います。

子どもを援助できるおとなでありたいという願いを、子どもの権利条約フォーラムという場に集う人々と語り合える時間を大切にしていきたいと思っています。

## B7. 子どもとケータイ

### 1.1 分科会のテーマおよびねらい

近年、子どもの携帯電話の所持率が上がるにつれ、さまざまな問題も起こるようになってきた。教育現場では、「学校には持ち込み禁止」「子どもにはなるべく携帯電話を与えない」など、子どもからケータイを遠ざけることで問題を解決しようとしてきている。

しかし一方で、現実には高校卒業と同時に、進学先でも就職先でもケータイを使いこなすことが求められている。今や中学生の半分以上、高校生は9割以上が携帯電話を持ちしている。いくら「禁止」しても、子どもたちは必ずケータイ・インターネットの世界に触れていく。

私たちは、むしろ積極的に「ケータイ・インターネットと上手に付き合う方法」を子どもたちに教え、逆に子どもたちからも、彼らの要求や大人の知らない世界を学ばなければならないと考えている。

### 1.2 子どもの権利条約との関連

ケータイ・インターネットとの付き合い方は、子どもの権利条約の4つの柱の一つ、「参加する権利（第12条から第17条）」の全てに関わっていると思われる。第17条の「マスメディアから必要な情報を手に入れ、有害な情報からは守られる」ことは一番大切であるし、子どもであっても、思想、表現、信条、集会の自由（第12条から第15条）やプライバシーも守られなければならない（第16条）。

また、それらを正しく使う力も身につけさせなければならない。

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

広島大学の難波博孝大学院教授のコーディネートにより、母親代表、教員代表、業者代表、そして現役女子高校生2人がパネリストとなり会が進められた。それぞれの立場から、現状の報告や悩み、思いが出され、参加者全員たいへん有意義な会となった。特に、教員からの「小学生アンケート」やトラブルの実態、高校生からのリアルな利用状況の報告は、大人も子どもも双方にとって学ぶべきものがあった。



### 1.4 今後の課題、活動方針

子どもには適切なコミュニケーション能力を身につけさせ、インターネットリテラシーを育て、それと同時に、大人にも、わからないことは子どもに教えてもらい、一緒に考えながら、自信を持って子どもにケータイ・インターネットの指導をしてもらえるよう、これからも「子どもとケータイ・インターネットを考える会」は、積極的にさまざまな場所に顔を出して活動を続けていきたい。

## B 8. 子どもといっしょにつくるまち

### 1.1 分科会のテーマおよびねらい

当初、この分科会は、子どもとおとなが、いっしょにまちづくりを考える場とする予定であったが、子どもたちと打ち合わせを重ねるうち、当日の分科会は、まちづくりを考える場というより、分科会の会場を「まち」と見立てて、望ましいまちをつくることに変更した。

フォーラムの多くの分科会がおとな中心で準備が進められるなか、なんとか、子どもたちの意見を聞きながら、いっしょに分科会を準備しようと務めた。

### 1.2 子どもの権利条約との関連

子どもの権利条約12条「子どもは、自分に関係があることについて、自分の意見を述べる権利がある。子どもの意見は、子どもの年齢や成長に応じて、十分に尊重される。」

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

準備の打ち合わせは、全部で4回行った。その中で、参加した子どもたちに、どんなまちがいいか、どんなまちに住みたいか、を聞き、子どもたちから出された意見をもとに、当日の分科会のプログラムを組み立てた。

当日は、シンガーソングライターの十輝さん、ゆうじさんの歌、ライブペインティング（その場で絵を書いてもらってみんなで見る）などを実施した。また子どもたちに、どんなまちに住みたいかを言ってもらう時間もつくった。会場には、石黒結那さんの絵を飾ってもらって、明るい雰囲気を演出した。

分科会には、スタッフとして「がはは塾」の約30名の子どもたちが参加してくれた。スタッフ以外の参加者はおとな、子どもとも若干名だった。

スタッフとして参加した「がはは塾」の子どもたちとは、事前に何をしてもらうか、十分な打ち合わせをしていなかったため、何をしたらいいかわからなくて戸惑う子どもも多数いて気の毒だった。それでも、最後には、十輝さんが、スタッフの子どもたちを巻き込んで、いっしょに歌をうたい、楽しい雰囲気で終わることができた。



### 1.4 今後の課題、活動方針

そもそも、事前の打ち合わせに参加してくれる子どもを確保することが、困難だった。こちらの都合でいきなり声をかけても駄目で、平素からの子どもたちとのつきあいが大切だと思い知らされた。

今後は、普段から子どもたちとつきあう現場を持ち、子どもの声を聞きながら具体的に子どもの権利を考えるようにしていきたい。

## B9. 親子で遊びの広場 B10. 親子でアート展 B12. 親子でサイクリング

### 1.1 分科会のテーマおよびねらい

【B9】様々なあそびを通して、子どもたち同士の交流を図る。

【B10】世界や日本の子どもたちの絵画や陶芸の展示と自由に絵を描いたり、ひゅーるぽんの子どもが似顔絵を描くフリースペースの運営

【B12】親子で広島の風景を自転車に乗って楽しむ。

### 1.2 子どもの権利条約との関連

子どもの権利を尊重し、それが守られることを具現化するためには、それが具体的に目に見え、感じられる場面をつくること、あるいは私たちとして考え得る場面を子どもたちとともに提示することで参加していただくことが大切だと考えました。そこで、私たちひゅーるぽんでは、私たちが子どもたちとつくる日常の場面をお示しすることで子どもの権利について共に感じ考える場を作りたいと考えこれら一連の分科会を企画しました。

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

#### 【B9】

あそびの企画から当日の運営まで、子どもたち主体で実施できたことは、大変良い経験になりました。当日は、初めて出会う子どもたちが、徐々に仲良くなり、あそびを通して、教えてあげることや、一緒に楽しむためにどうすれば良いかを考え、工夫する過程が持てたことは子どもたちにとって自信につながったようです。運営した子どもたちは、「また、来週遊びにきたい！」と言って帰っていく参加者こどもたちの言葉が、とてもうれしかったようです。



**【B10】**

企画段階から子ども達と考え、受付などの役割を練習して当日に臨みました。当日は、来場した親子に絵をみていただいたり、ワークスペースでは子ども達と楽しく交流ができました。運営をした子ども達はそれぞれに役割を果たし達成感を得たようです。

**【B12】**

子どもたちと一緒にコースを考えることから当日の運営方法について考え、実施できたことが本当に良かったと思っています。同時に、子どもたち同士でこの分科会を通して楽しみを共有することができたことも良かったと思います。

**1.4 今後の課題、活動方針**

子どもたちにとっては自身の権利をより発揮するためのあり方、また、私たち大人にとっては、その権利を大切にしていくためのあり方を考える場面となりました。今後は、日々の活動の中でこれらをより深め考えていく実践を行い、現場から子どもの権利およびそれを取り巻く子ども自身、そして大人、社会のあり方を発信していきたいと考えています。余談ではありますが、当日に向けて、子どももスタッフもボランティアリーダーも真摯に、一生懸命に意見を出し合い、考え、協力をし、ひとりひとりが練習を重ね分科会を作り上げてきました。そのプロセスがもてたことが私たちにとって大きな成果でした。



## B11. 絵本の世界へいらっしゃい！

### 1.1 分科会のテーマおよびねらい

「ヒロシマから届けよう 笑顔のちから」を分科会テーマとして掲げ、全国フォーラム初と言われた絵本を読み聞かせる（読み合う）分科会にチャレンジしました。絵本の持つ力を借りて、子どもも大人も楽しめる空間の演出を心がけました。

### 1.2 子どもの権利条約との関連

この分科会において、子どもの権利条約との関わりとしましては、第13条（表現・情報の自由）、第17条（適切な情報へのアクセス）、第31条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）などと深く結びついていくと考えます。

### 1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

スタッフは、分科会担当の実行委員2人と特別サポーター3人が知恵を出し合いました。カーペットを敷いて飾りつけを行い、150冊以上の絵本を周囲に配して、穎風景な教室を“癒しの空間”へと変身させました。

PR不足やアクセスの不自由も重なり、来場者はきわめて少なかったことは残念でしたが、入場者の皆さんには、絵本や紙芝居の魅力を十分に楽しんでいただけたと自負しております。

子どもたちの幸せを考えるとき、絵本というツールは欠かせない存在であることを再認識するための取り組みでありました。

その中で学んだ大切なことは、読み聞かせる大人の側が笑顔（幸せ）でないと、ツールの効能を生かし切れませんよ…という“あたりまえ”的気づきでした。



### 1.4 今後の課題、活動方針

この度集ったメンバーとは、ゆるやかな連携を保ちながら、引き続き「絵本」を通じて“笑顔のちから”を全国に届ける機会をうかがっております。

でき得るならば、次回（愛知大会）以降も、「絵本」を取り上げたユニークな分科会が開催されますことを、このヒロシマから願うものです。